



京都大学
KYOTO UNIVERSITY

再エネ政策と地域再生

～飯田市「地域環境権条例」成立後の展開～

2015年1月23日(金)

科研費【部門B】研究会

京都大学法経東館8階リフレッシュルーム
諸富 徹(京都大学大学院経済学研究科)

飯田市「地域環境権条例」制定の 意義と課題

飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会委員

- 1 諸富 徹（京都大学大学院経済学研究科）【審査会長】
- 2 竹ヶ原 啓介（日本政策投資銀行 環境・CSR部長）
- 3 中島 大（日本再生可能エネルギー協会理事）
- 4 水上 貴央（NPO法人再エネ事業を支援する法律実務の会 代表理事弁護士）
- 5 長谷川 隆三（エックス都市研究所サステイナブルデザイングループ）
- 6 上沼 俊彦（飯田信用金庫常勤理事・融資部長）
- 7 佐藤 裕一（八十二銀行飯田支店 執行役員支店長）
- 8 原 亮弘（おひさま進歩エネルギー株式会社）
- 9 大嶋 学（中部電力株式会社 飯田営業所 配電建設課長）
- 10 橋本 力（飯田市金融政策室室長補佐）

「地域環境権」の内容

「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」の公布(2013年3月25日)

【第一条】

この条例は・・・飯田市民が主体となって飯田市の区域に存する自然資源を環境共生的な方法により再生可能エネルギーとして利用し、持続可能な地域づくりを進めることを飯田市民の権利とすること及びこの権利を保障するために必要となる市の政策を定めることにより・・・持続可能な地域づくりに資することを目的とする

【第二条第四項】

再生可能エネルギー資源 再生可能エネルギーを得るために用いる自然資源であって、飯田市の区域に存するものをいう
(**地域環境権**)

企業の自由なビジネス展開を妨げるもの ではない

- 「地域環境権」の考え方に基づいて、自ら売電事業に乗り出す住民組織や、彼らとの合意と協力に基づいて再エネビジネスに乗り出す民間企業を積極的に支援する意図を、市の姿勢として、条例制定を通じて明らかにした
- 合意形成や利害調整も含め、住民が再エネビジネスに向かって主体的に動くことを期待し、促す条例だといえる

市による支援内容

【1. 再エネ導入支援審査会】

- 2013年5月に発足した審査会による指導・助言
- 飯田市では様々な再エネビジネスの提案が持ち込まれており、条例の精神にしたがってどの案件を支援対象とすべきかを決定する

【2. 基金からの融資】

- 市は新たに基金を創設、それを原資に支援対象となる事業体に融資を行う
- 再エネビジネスは、事業開始までに風況調査、水量調査、環境アセスメント、発電・送電設備の建設など、時間と費用がかかる
- このため、体力のない中小企業や住民組織は売電収入が入るまで資金調達に窮するが、これを解決するのが、基金からの融資

条例がもたらした効果

【1】住民自治組織による事業①

- 認定第1号案件(2014年6月)
- 駄科コミュニティ防災センターの屋根を用い、おひさま進歩エネルギー株式会社の協力を得て太陽光発電による売電事業を実施
- 売電収入の一部は、駄科区にて積み立て
- 災害時における非常電源の確保とおひさま進歩による対住民環境学習プログラムの提供



【2】大企業との協働事業

- 王子マテリア株式会社が、中部電力子会社の株式会社シーエナジー社に、遊休地を貸与、後者がメガソーラー事業を行う
- これにともなって関係者が協議し、飯田市が上記発電事業に使用されない土地を王子マテリアから**無償で**借り受け、この土地を、地元の山本地域づくり委員会が、自ら防災用非難広場として整備
- この広場の一部を用いて、委員会がおひさま進歩エネルギー株式会社の協力を得て太陽光発電による売電事業を実施、当広場の管理運営費用をそこからまかなっていくことにした

【3】住民自治組織による事業②

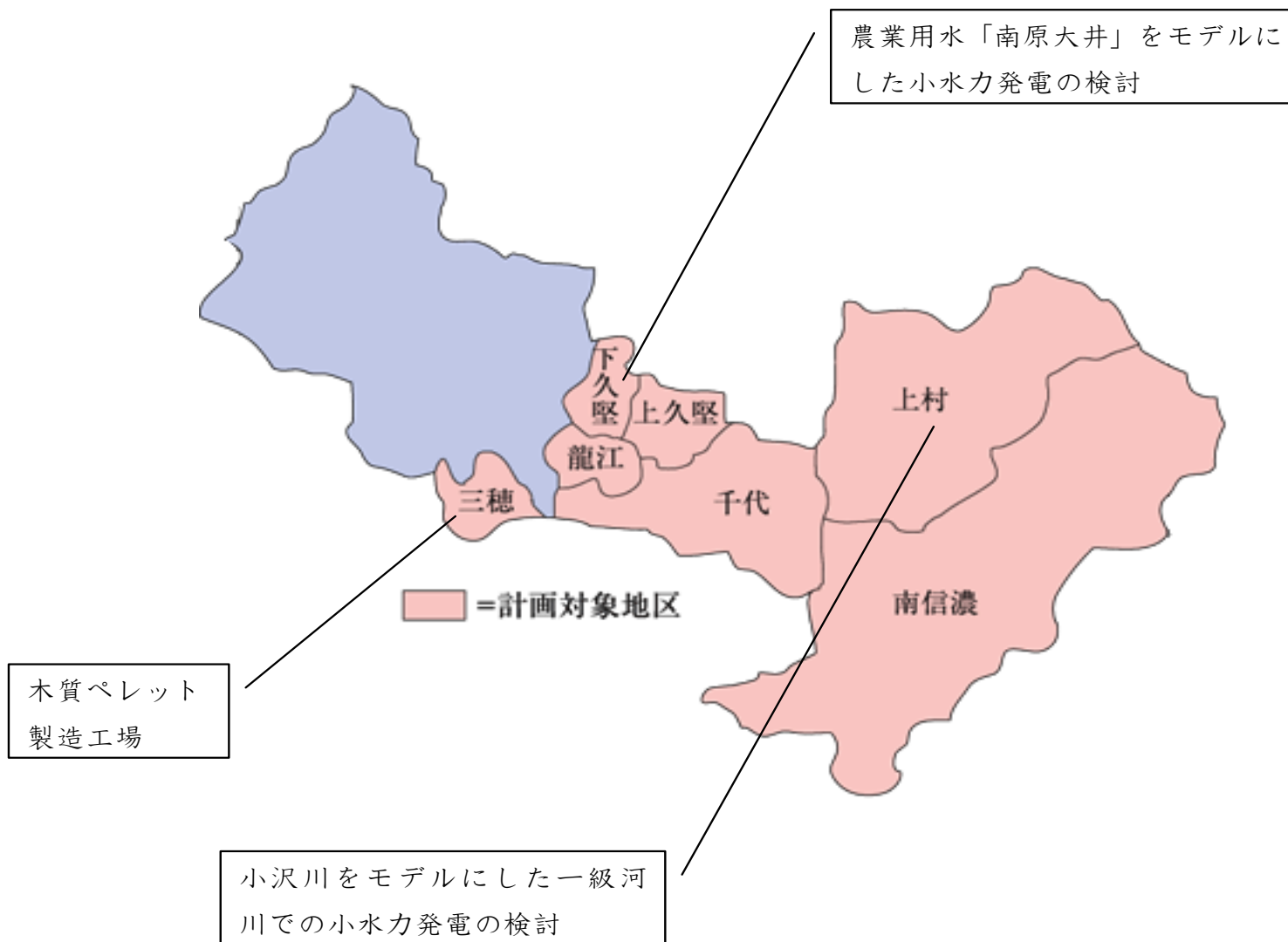
- 登録有形文化財の杵原学校の屋根を利用し、おひさま進歩エネルギー株式会社の協力を得て太陽光発電による売電事業を実施
- 駄科区の動きに刺激を受けて検討開始
- 売電収入の一部は、杵原学校の維持管理経費および自治活動(子供対象の体験交流事業、観光事業、および地区行事)に充てる
- 災害時の避難場所および非常電源を確保



【4】住民自治組織による事業②

- 竜丘地区の生涯学習センターの屋根を利用した太陽光発電による売電事業を実施
- 大正時代に住民出資による全国初の電気利用組合を発足、事業収益による配当金還元を実施
- 大正デモクラシー期の「自由画教育」以来の住民自治、戦後の公民館活動の伝統と「環境・文化地区」を目指す活発なまちづくり活動
- 飯田初の住民自治組織の出資による発電事業。売電収入は、上記まちづくり活動に充てる

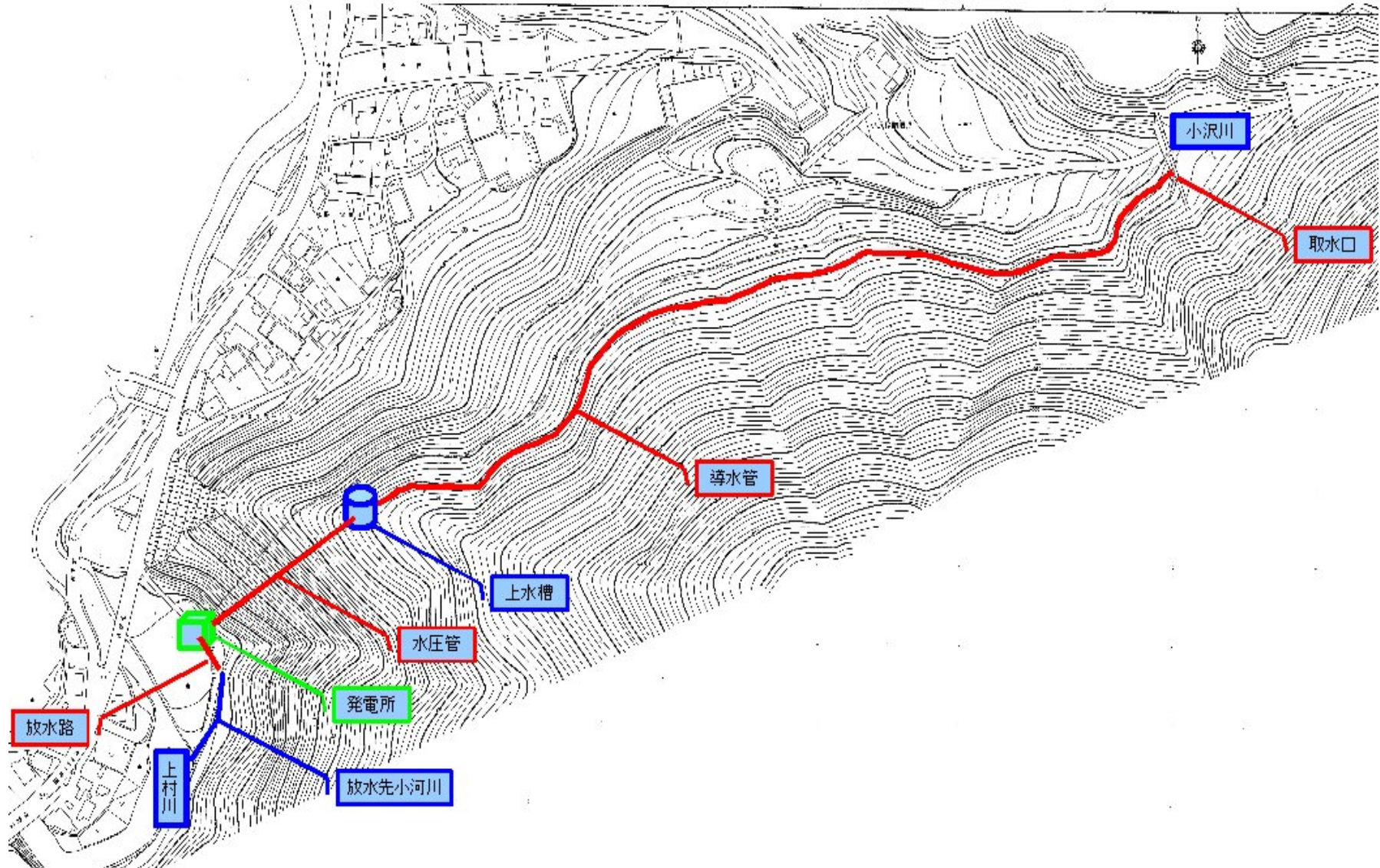
【5】住民主導の発電事業体創設による小水力発電



候補地である小沢川の状況



小沢川での小水力発電構想



飯田での取り組みから得られる教訓

- 飯田市は既に、住民主導による再エネコミュニティ・ビジネスで面的展開を図る段階に
- 「宣言」的な条例ではなく、政策目標と政策手段を兼ね備えた実践的な条例制定が奏功
- おひさま進歩エネルギーの存在が重要
- 売電収益は、地域の公益的事業の財源に充て、個人の所得とはならない
- 地域の自治力を涵養するだけでなく、リスク取って事業を進める「ビジネス・マインド」を醸成
- FITの安定的な運用が必要条件

【補】岡山県西栗倉村の場合

- 森林管理の集合化・団地化による林業の立て直しが起点(100年の森林構想)
- 木材の加工、流通で地域資源を価値化する企業を設立。村として起業支援。小口投資を募り「共有の森ファンド」も創設
- 小水力発電のリプレースメントで売電収入を1千万円超から7千5百万円へ(町の歳入1億4千万円)
- 価値の高いものは製材企業へ。価値の低いものは燃料として熱エネルギーの創出へ。
- 林地残材や製材工場の端財を、6,000円/tで回収する仕組みを構築
- 熱供給企業の創設。将来的には地域冷暖房を手掛ける構想。上記を活用した新しいビジネスを構想していく。村が枠組みの創設に尽力するが、経営は民間に任せる
- これらの試みが都市の「ターン」人材を吸引し、企業家として定着、軌道に乗る。これらの成功が、さらなる人材吸引を呼ぶ
- 出生者数が年に4~5名から、14~15名に増加。将来的な人口増加の展望が見えてきた